



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
6月30日
第423号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

- 規 則
 - ※滋賀県知事の職務を代理する上席の職員を定める規則 (人事課) 1
- 告 示
 - 令和5年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集 (市町振興課) 2
 - 令和6年度一般曹候補生の募集 (市町振興課) 2
 - 滋賀県芸術文化祭に係る滋賀県美術展覧会出品手数料、滋賀県写真展覧会出品手数料および滋賀県文学作品出品手数料の徴収事務の委託 (文化芸術振興課) 2
 - 滋賀県立長寿社会福祉センター福祉用具改造および製作手数料の徴収事務の委託 (健康寿命推進課) 2
 - 道路区域の変更 (道路保全課) 3
 - 道路の供用開始 (道路保全課) 3
 - 公営住宅法施行令第2条第1項第4号の規定による滋賀県営住宅の家賃算定のための利便性係数の一部改正 (住宅課) 3
- 公 告
 - 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録公告 (みらいの農業振興課) 4
 - 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録有効期間の更新公告 (みらいの農業振興課) 4
 - 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録の失効公告 (みらいの農業振興課) 5
 - 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料の登録事項の変更 (みらいの農業振興課) 5
 - 都市計画変更案縦覧公告 (都市計画課) 5
 - 環境影響評価準備書の縦覧公告 (都市計画課) 6
 - 環境影響評価準備書に係る説明会開催の公告 (都市計画課) 7
- 健康福祉事務所告示
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (南部、湖東) 7
- 公安委員会規則
 - ※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (交通企画課) 8

規 則

滋賀県知事の職務を代理する上席の職員を定める規則をここに公布する。

令和5年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第43号

滋賀県知事の職務を代理する上席の職員を定める規則

知事の職務を代理する職員および知事の職務を執行する職員を指定する規則 (昭和28年滋賀県規則第32号) の全部を改正する。

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第152条第3項の規定により知事の職務を代理する上席の職員は、部長 (滋賀県職員の職の設置に関する規則 (昭和49年滋賀県規則第22号) 第3条第1項の表の左欄に掲げる知事公室長および部長をいう。) の職にある職員とし、その順序は、滋賀県部等設置条例 (昭和30年滋賀県条例第30号) 第2条各号に掲げる知事公室および部の順序によるものとする。

付 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第278号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和5年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和5年6月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 募集種目 令和5年度採用陸・海・空自衛官候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和5年7月1日(土)から令和5年9月7日(木)まで
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験および適性検査(W e b 試験方式) 令和5年9月19日(火)および20日(水)のうち指定する1日
 - (2) 口述試験および身体検査 令和5年9月23日(土)および24日(日)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称
 - (1) 筆記試験および適性検査(W e b 試験方式) 受験者の任意の場所
 - (2) 口述試験および身体検査
 - ア 実施場所
 - (ア) 口述試験 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)
 - (イ) 身体検査 陸上自衛隊大津駐屯地(大津市際川一丁目1-1)
 - イ 集合場所 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)

滋賀県告示第279号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和6年度一般曹候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和5年6月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 募集種目 令和6年3・4月採用一般曹候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和5年7月1日(土)から令和5年9月5日(火)まで
- 3 試験期日
 - (1) 第1次試験(筆記試験および適正検査) 令和5年9月16日(土)および17日(日)のうち指定する1日
 - (2) 第2次試験(口述試験および身体検査) 令和5年10月22日(日)および23日(月)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称
 - (1) 第1次試験(筆記試験および適正検査) 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)
 - (2) 第2次試験(口述試験および身体検査)
 - ア 口述試験 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)
 - イ 身体検査 陸上自衛隊大津駐屯地(大津市際川一丁目1-1)

滋賀県告示第280号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県芸術文化祭に係る滋賀県美術展覧会出品手数料、滋賀県写真展覧会出品手数料および滋賀県文学作品出品手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年6月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 公益財団法人びわ湖芸術文化財団 大津市打出浜15番1号
- 2 委託事務の内容 滋賀県芸術文化祭に係る滋賀県美術展覧会出品手数料、滋賀県写真展覧会出品手数料および滋賀県文学作品出品手数料の徴収事務
- 3 委託期間 令和5年7月1日から令和6年1月31日まで
- 4 徴収の方法 現金および口座振込で徴収する。

滋賀県告示第281号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県立長寿社会福祉センター福祉用具改造および製作手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 草津市笠山七丁目8番138号
- 2 委託事務の内容 滋賀県立長寿社会福祉センター福祉用具改造および製作手数料の徴収事務
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年6月30日から令和5年7月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|-------|----------|----------------------|---------|---------------------------------|-------|-------------------------|
| | | 区 間 | 変更の前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
| 県道 | 大津能登川長浜線 | 栗東市下戸山字狐ヶ谷423番3地先から | 変更後 | 最小 56.2m ┌ 最大 69.6m | 37.1m | 道路改良工事（迂回路設置）に伴う道路区域の変更 |
| | | 栗東市下戸山字狐ヶ谷1709番1地先まで | 変更前 | 最小 43.1m ┌ 最大 56.2m | 37.1m | |

滋賀県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月30日から令和5年7月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の年月日 | 備考 |
|----------|---|----------------|---------|
| 大津能登川長浜線 | 栗東市下戸山字狐ヶ谷423番3地先から 栗東市下戸山字狐ヶ谷1709番1地先まで | 令和5.6.30 8時 | L=49.3m |

滋賀県告示第284号

令和5年滋賀県告示第33号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号の規定による滋賀県営住宅の家賃算定のための利便性係数）の一部を次のように改正する。

令和5年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

表中

| | | | | |
|---------|-----|------------|------|----------|
| 長浜市新庄寺町 | 新庄寺 | 全ての住宅 | 0.89 | 」を 」に |
| 長浜市新庄寺町 | 新庄寺 | A棟およびB棟の住宅 | 0.92 | |
| | | その他の住宅 | 0.89 | |

改める。

公 告

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録公告

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第7条第1項の規定に基づき次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量(%) | その他の規格 | 生産業者の氏名または名称および住所 | 登録年月日 |
|----------|----------|------------|--|----------|-------------------------------------|-----------|
| 滋賀県第618号 | 副産肥料 | 副産肥料8号 | く溶性加里 8.0 水溶性加里 7.0 く溶性苦土 3.0 | 公定規格のとおり | 朝日アグリア株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地 | 令和4.4.28 |
| 滋賀県第619号 | 化成肥料 | ユーキ複合655H号 | 窒素全量 6.0 りん酸全量 5.0 く溶性りん酸 3.5 加里全量 5.0 く溶性加里 4.5 水溶性加里 2.6 く溶性苦土 1.0 | 公定規格のとおり | 株式会社花ごころ 愛知県名古屋市中川区下之一色町字波花109番地 | 令和4.8.24 |
| 滋賀県第620号 | 乾燥菌体肥料 | さなえ | 窒素全量 5.5 | 公定規格のとおり | 秦食品株式会社 蒲生郡竜王町大字山面460番 | 令和4.11.14 |
| 滋賀県第621号 | 副産動植物質肥料 | 朝日アグリアアミノ | 窒素全量 3.5 | 該当なし | 朝日アグリア株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地 | 令和5.3.31 |

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録有効期間の更新公告

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量(%) | その他の規格 | 生産業者の氏名または名称および住所 | 有効年月日 |
|----------|-----------|-------------|-----------------------------------|----------|------------------------------|-----------|
| 滋賀県第273号 | 炭酸カルシウム肥料 | 炭酸カルシウム肥料 | アルカリ分 53.0 | 公定規格のとおり | 近江鉱業株式会社 米原市長岡1780番地 | 令和10.6.14 |
| 滋賀県第554号 | 乾燥菌体肥料 | キリン乾燥菌体肥料1号 | 窒素全量 6.0 加里全量 3.0 | 公定規格のとおり | 麒麟麦酒株式会社 東京都中野区中野四丁目10番2号 | 令和7.11.24 |
| 滋賀県第555号 | 乾燥菌体肥料 | キリン乾燥菌体肥料2号 | 窒素全量 5.0 加里全量 2.5 | 公定規格のとおり | 麒麟麦酒株式会社 東京都中野区中野四丁目10番2号 | 令和7.11.24 |
| 滋賀県第559号 | なたね油かす及びそ | 5.3なたね油かす粉末 | 窒素全量 5.3 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0 | 該当なし | 愛知食油株式会社 愛知県愛荘町中宿118 | 令和11.3.29 |

| | | | | | | |
|--------------|------------------|--------------------------|--------------|-------------|--------------|--|
| | の粉末 | | | | | |
| 滋賀県 第562号 | 乾燥菌 体肥料 | キリン乾燥 菌体肥料3 号 | 窒素全量 加里全量 | 4.0 1.5 | 公定規格のと おり | 麒麟麦酒株式会社 東京都中野区中野四丁 目10番2号 令和7.12.23 |
| 滋賀県 第581号 | 副産動 植物質 肥料 | 副産植物質 肥料900号 | 窒素全量 | 9.0 | 該当なし | 朝日アグリア株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡 瀬222番地 令和10.11.19 |
| 滋賀県 第606号 | 混合有 機質肥 料 | くみあい混 合有機質肥 料B10T号 | 窒素全量 加里全量 | 10.0 1.0 | 公定規格のと おり | 朝日アグリア株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡 瀬222番地 令和7.7.27 |

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料登録の失効公告

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第14条の規定により次の肥料登録は失効したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

| 登録 番号 | 肥料の 種 類 | 肥料の 名 称 | 保証成分量 (%) | その他の規格 | 生産業者の氏名または 名 称 お よ び 住 所 | 失効年月日 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------------|-------------------|-----------------------------|--|
| 滋賀県 第276号 | 生石灰 | 90特選生石 灰 | アルカリ分 | 90.0 | 該当なし | 近江鋳業株式会社 米原市長岡1780番地 令和4.7.14 |
| 滋賀県 第277号 | 消石灰 | 70特選消石 灰 | アルカリ分 | 70.0 | 該当なし | 近江鋳業株式会社 米原市長岡1780番地 令和4.7.14 |
| 滋賀県 第592号 | 副産植 物質肥 料 | 副産植物質 肥料18号 | 窒素全量 加里全量 | 1.0 8.0 | 該当なし | セントラル化成株式会 社 山口県宇部市大字沖宇 部5254番地の7 令和4.6.16 |
| 滋賀県 第613号 | 混合有 機質肥 料 | 混合有機質 肥料331号 | 窒素全量 りん酸全量 加里全量 | 3.0 3.0 1.0 | 公定規格のと おり | 朝日アグリア株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡 瀬222番地 令和5.3.25 |

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料の登録事項の変更

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第13条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録事項変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定に基づき公告する。

令和5年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

| 登録 番号 | 変更事項 | 変 更 内 容 | | 変更年月日 |
|--------------|--------------|------------|---------------|-----------|
| | | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 滋賀県 第605号 | 生産業者 の所在地 | 彦根市柳川町66番地 | 東近江市大清水町528-6 | 令和4.10.11 |

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき大津湖南都市計画道路を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和5年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 都市計画の種類 大津湖南都市計画道路 3・4・100号 志賀幹線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 大津市北小松

3 都市計画の案の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2番1号
大津市都市計画部都市計画課 大津市御陵町3番1号

4 縦覧期間 令和5年6月30日から令和5年7月14日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき高島都市計画道路を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和5年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 都市計画の種類 高島都市計画道路 3・1・1号 高島幹線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 高島市鶴川から高島市勝野まで
- 3 都市計画の案の縦覧場所
滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県高島土木事務所管理調整課 高島市今津町今津1758番地
高島市都市整備部都市政策課 高島市新旭町北畑565番地
- 4 縦覧期間 令和5年6月30日から令和5年7月14日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

環境影響評価準備書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例施行規則(平成10年滋賀県規則第75号)第46条第1項の規定により読み替えて適用される滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定に基づき、国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価準備書を作成し、滋賀県知事、大津市長および高島市長に送付しましたので、同規則第46条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価準備書および要約書を縦覧に供します。

令和5年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 条例第35条の2第1項に規定する都市計画決定権者の名称 滋賀県
- 2 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 渡辺学 大阪府大阪市中央区大手前三丁目1番41号
- 3 都市計画対象事業の名称等
 - (1) 名称 国道161号小松拡幅13工区
 - (2) 種類 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に規定する特別地域における道路の改築
 - (3) 規模 延長約4.3km、4車線道路
- 4 都市計画対象事業が実施されるべき区域 大津市および高島市
- 5 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 大津市および高島市
- 6 環境影響評価準備書および要約書の縦覧場所

国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所計画課(大津市竜が丘4番5号)
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
滋賀県高島環境事務所(高島市今津町今津1758)
大津市建設部広域事業室(大津市御陵町3番1号)
大津市小松支所(大津市北小松565)
高島市都市整備部国・県事業対策課(高島市新旭町北畑565番地)
高島市高島支所(高島市勝野215)

なお、令和5年6月30日から令和5年7月31日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg>)

jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/「国道161号小松拡幅13工区の環境影響評価準備書等の縦覧について」)でも御覧いただけます。

7 環境影響評価準備書および要約書の縦覧の期間および時間 令和5年6月30日から令和5年7月31日までの各縦覧場所における執務時間内

8 意見書の提出

- (1) 当該環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見を(2)の方法により提出することができます。
- (2) 意見書の提出方法 令和5年6月30日から令和5年8月14日までの間に滋賀県土木交通部都市計画課都市計画係(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)宛てに意見書を郵送(必着)または持参、もしくは電子メール(ha0603@pref.shiga.lg.jp)により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、6に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、滋賀県のホームページ(https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/「国道161号小松拡幅13工区の環境影響評価準備書等の縦覧について」)からダウンロードできます。

9 この公告で示した事項に係る問合せ先

環境影響評価準備書および要約書の縦覧に関する事 滋賀県土木交通部都市計画課 電話 077-528-4182
都市計画対象道路事業に関する事 滋賀県土木交通部道路整備課 電話 077-528-4142

環境影響評価準備書に係る説明会開催の公告

滋賀県環境影響評価条例施行規則(平成10年滋賀県規則第75号)第46条第1項の規定により読み替えて適用される滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定に基づき、国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価準備書について説明会を開催しますので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和5年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 条例第35条の2第1項に規定する都市計画決定権者の名称 滋賀県
- 2 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 渡辺学 大阪府大阪市中央区大手前三丁目1番41号
- 3 都市計画対象事業の名称等
 - (1) 名称 国道161号小松拡幅13工区
 - (2) 種類 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に規定する特別地域における道路の改築
 - (3) 規模 延長約4.3km、4車線道路
- 4 都市計画対象事業が実施されるべき区域 大津市および高島市
- 5 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 大津市および高島市
- 6 説明会を開催する日時および場所
 - 令和5年7月8日(土) 高島公民館(アイリッシュパーク)小ホール(高島市勝野670)
 - 令和5年7月10日(月) 木戸公民館(大津市木戸58)
- ※ 開催時間について、7月8日(土)は14時から16時まで、7月10日(月)は19時から21時までとします。
- ※ 開催30分前から受付を開始します。
- ※ 事前申込みは不要です。
- 7 この公告で示した事項に係る問合せ先 滋賀県土木交通部都市計画課 電話 077-528-4182

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年6月30日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川 上 寿 一

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 | 事業所番号 |
|--------|---------|----|------------|---------------|-------|-------|
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|------------------------------|-------------------------|---------------------------------|-------------------------|------------------------|---------|------------|
| ヘルパース テーション ダブルチー ム | 草津市東矢倉 二丁目35番13 号 | 株式会社T e a m p r e s e n T | 草津市東矢倉 二丁目35番13 号 | 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 | 令和5.7.1 | 2510601020 |
| 訪問介護k u - h a k u | 守山市金森町 869番地2 | 株式会社k u - h a k u | 守山市金森町 869番地2 | 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 | 令和5.7.1 | 2510700665 |

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年6月30日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

| 事業所 の名称 | 事業所 の所在地 | 名称 | 主たる事務所の 所在地 | 指定障害福祉 サービスの種類 | 指定年月日 | 事業所番号 |
|------------------------|------------------|--------------|----------------------------------|-------------------|---------|------------|
| みどりや訪 問介護ス テーション | 彦根市肥田町 1013-2 | 株式会社ミド リヤ | 京都市下京区 四條通寺町東 入御旅町17番 地 | 居宅介護 重度訪問介護 | 令和5.7.1 | 2510200773 |

公安委員会規則

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第11号

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則(昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第45条」に、「第35条」を「第46条」に改める。

第13条第2号中「原動機付自転車(」を「一般原動機付自転車(」に改める。

第14条第2号中「(以下「自動車等」という。)」を削る。

第20条第7号中「伴う実証実験」の右に「、人の移動の用に供するロボットの実証実験」を加え、「自動車から遠隔の地に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術」に、「自動車を」を「車両を」に改める。

第26条中「自動車等」を「自動車または一般原動機付自転車(以下「自動車等」という。)」に改める。

第33条の3第2項中「第38条第17項」を「第38条第18項」に改める。

第35条を第46条とし、第6章中第34条を第45条とし、第33条の5を第44条とし、第33条の4の9を第43条とし、第33条の4の8を第42条とし、第33条の4の7を第41条とし、第33条の4の6を第40条とし、第33条の4の5を第39条とし、第33条の4の4の2を第38条とし、第33条の4の4を第37条とし、第33条の4の3を第36条とする。

第33条の4の2の2中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同条を第35条とし、第33条の4の2の次に次の1条を加える。

(特定小型原動機付自転車運転者講習)

第34条 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習を受けようとする者は、別記様式第44号の6の申出書を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の講習を終了した者に対し、別記様式第44号の7の講習終了証明書を交付するものとする。

3 前項の講習終了証明書の交付を受けた者は、紛失等の理由により同項の講習終了証明書の再交付を受けようとするときは、別記様式第44号の8の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

別記様式第44号の5の次に次の3様式を加える。

様式第44号の6 (第34条関係)

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書

道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を申し出ます。

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

住 所

申出者 氏 名

生年月日

年 月 日

収入証紙貼付欄

様式第44号の7 (第34条関係)

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証明書

受講者

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習（特定小型原動機付自転車運転者講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

滋 賀 県 公 安 委 員 会 印

様式第44号の8 (第34条関係)

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

住 所

申請者

氏 名

特定小型原動機付自転車運転者講習修了証明書(道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習の終了証明書)の再交付を申請します。

| | |
|------------|-----------------------|
| 氏名・生年月日 | 年 月 日生 |
| 住 所 | |
| 再交付を申請する理由 | 亡失・滅失・汚損・破損・盗難・その他() |
| 受講日・受講場所 | 年 月 日 |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第45号から別記様式第47号までの様式中「(第33条の4の2の2関係)」を「(第35条関係)」に、「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改める。

別記様式第47号の2から別記様式第47号の4までの様式中「(第33条の4の3関係)」を「(第36条関係)」に改める。

別記様式第47号の5から別記様式第47号の7までの様式中「(第33条の4の4関係)」を「(第37条関係)」に改める。

別記様式第47号の7の2から別記様式第47号の7の7までの様式中「(第33条の4の4の2関係)」を「(第38条関係)」に改める。

別記様式第47号の8から別記様式第47号の12までの様式中「(第33条の4の5関係)」を「(第39条関係)」に改める。

別記様式第47号の13から別記様式第47号の16までの様式中「(第33条の4の6関係)」を「(第40条関係)」に改める。

別記様式第47号の17から別記様式第47号の20までの様式中「(第33条の4の7関係)」を「(第41条関係)」に改める。

別記様式第47号の21中「(第33条の4の8関係)」を「(第42条関係)」に改める。

別記様式第47号の22および別記様式第47号の23中「(第33条の4の9関係)」を「(第43条関係)」に改める。

別記様式第48号および別記様式第49号中「(第33条の5関係)」を「(第44条関係)」に改める。

付 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。